

厚生労働省
東京労働局発表
平成 30 年 5 月 29 日

担	東京労働局労働基準部健康課
	課長 田村 三雄
当	主任衛生専門官 大村 朝常
	電話 03-3512-1616
	FAX 03-3512-1560

病気の治療と仕事の両立について

平成 29 年 3 月 28 日に決定された「働き方改革実行計画」においては、「働く人の視点に立った働き方改革」を進めていくとされて、当該計画の中には、「病気の治療と仕事の両立」という項目も掲げられており、「治療と仕事の両立に向けて、会社の意識改革と受入れ体制の整備を図る」とされています。

東京労働局（局長：前田芳延）は、東京地域において病気の治療と仕事の両立支援の課題に取り組んでいる 16 機関が連携した「東京地域両立支援推進チーム」（別添 1）を平成 29 年 7 月に設立し、セミナーの開催等により「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（別添 2。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知を図ってきたところです。

両立支援ガイドラインは、病気の治療が必要な労働者が、仕事によって病気を増悪させることがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組方法等についてまとめたものです。

このたび、東京労働局では、各企業に対し、両立支援ガイドラインに基づいた病気の治療と仕事の両立支援への積極的な取組に努めていただくよう、東京都内の上場企業 1,851 社に対して要請することといたしました（別添 3）。

併せて、各企業における両立支援に係る取組状況等を把握し、今後の取組の基礎資料とするため、アンケート調査を実施することとしています。



東京地域両立支援推進チーム事務局
東京労働局労働基準部健康課
電話 03-3512-1616

平成 29 年 7 月 18 日

東京地域両立支援推進チームの設置について

1 設置目的

病気の治療と仕事の両立については、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に盛り込まれ、①会社の意識改革と受入れ体制の整備、②トライアングル型支援などの推進、③労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化に取り組んでいくこととされている。

また、長期療養者の就職支援活動についても、これと一体として、取り組むことが効率的である。

これらの政府課題に対しては、国のみならず、地方自治体、医療機関、各種団体等関係する機関等がそれぞれの立場で推進することが求められるが、関係機関において情報を共有し、相互協力体制を構築することで、より効果的に推進することが期待できる。

さらに、病気の治療を受けている者にとっては、身近な相談先が不足していることから、病院や行政機関等の相談窓口などの増加・充実を図っていく必要がある。

そこで、東京労働局に東京地域における関係機関等が参集する「東京地域両立支援推進チーム」（以下、「チーム」という。）を設置し、積極的な連携を図ることとする。

2 チーム参集機関等

(1) 「東京地域両立支援推進チーム」参集機関等は次のとおりとする。

- ・ 特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
- ・ 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院
- ・ 一般社団法人東京経営者協会
- ・ 東京商工会議所 (健康経営アドバイザー)
- ・ 公益社団法人東京都医師会
- ・ 一般社団法人東京都医療社会事業協会
- ・ 東京都社会保険労務士会
- ・ 東京都立駒込病院
- ・ 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会
- ・ 一般社団法人日本産業カウンセラー協会東京支部
- ・ 日本労働組合総連合東京都連合会
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構 東京労災病院 治療就労両立支援センター
(以上 50 音順)

- ・ 東京都
- ・ 東京労働局（労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等部）
- ・ 飯田橋公共職業安定所（長期療養者就職支援事業実施安定所）

(2) 事務局は主として東京労働局労働基準部健康課において行い、必要に応じて職業安定部職業安定課が協力する。

3 チームの活動等

情報共有、連携した取組を実施するため、定期的に会議を開催する。
会議においては、以下の事項について情報共有、意見交換等を行う。

- ア 各参集機関等における取組状況、取組方針に関すること
- イ 各参集機関等の取組への協力に関すること
- ウ 共同して開催するセミナー等の実施に関すること
- エ 東京地域で配付等する総合的な啓発資料の作成に関すること
- オ 各参集機関等が設置している相談窓口等の連携等に関すること
- カ 都道府県産業保健総合支援センターの両立支援活動の周知・利用勧奨
- キ その他、病気の治療と仕事の両立・就職支援の実現のために必要な事項

4 その他

(1) チームの設置期間は、当面 33 年度までの 5 年間とし、その後の継続については別途協議の上決定する。

(2) 附則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

事業者の皆様へ

事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



※多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。



治療と職業生活の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。
- さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

背景

治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%

- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない

【例】従業員が私傷病(業務に関係しないケガや病気)になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮



事業場での両立支援の取り組み方をガイドラインにまとめました。

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



都道府県産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

都道府県の産業保健総合支援センター（産保センター）において、治療と職業生活の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

(別添3)

平成30年5月30日

事業主 各位

病気の治療と仕事の両立支援に向けた取組について

日頃から、労働行政の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成29年3月28日に働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が決定され、「働く人の視点に立った働き方改革」を進めていくとされたことは、既にご承知のことと存じます。

当該計画の中では、「病気の治療と仕事の両立」という項目も掲げられており、「治療と仕事の両立に向けて、会社の意識改革と受入れ体制の整備を図る」とされています。

今、がん等の病気を抱える労働者はまれな存在ではありません。日本人のうち、生涯でがんと診断される割合は2人に1人に上っており、働く世代にとっても無縁ではありません。かつては「不治の病」とされていた病気についても、医療技術の飛躍的な進歩により「長く付き合う病気」へと、がん治療の主力も「入院治療」から「通院治療」へと変化し、仕事を持ちながら通院しているがん患者も32.5万人にも上り、事業主にとって、労働者ががん等の病気にかかった時にどのように対応すればよいかについては、身近な課題となっています。

厚生労働省では、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」により、病気の治療が必要な労働者が、仕事によって病気を増悪させることがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組方法を公表しています。

東京労働局でも、より効果的に対策を推進するため、東京地域における関係15機関と連携して、「東京地域両立支援推進チーム」を立ち上げ、一体的な取組を行っていくこととしております。

事業主の皆様におかれては、これらの取組の趣旨についてご理解いただき、病気の治療と仕事の両立支援に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本要請に併せ、現在の各事業場の取組状況等について把握し、参考とさせていただきますたく、同封の書類により、「東京地域両立支援推進チーム」としてのアンケート調査を実施させていただくこととしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力の程よろしく申し上げます。

東京労働局長
前田 芳延